

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

平成28年6月

奈良県生駒市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本件計画の対象路線となっている南地区路線（全5系統のうち暗峠（1）、暗峠（2）、暗峠（2）系統が補助対象）は、平成23年10月から当市が運行を開始し、平成25年2月から経路の一部を変更し、平成26年6月から系統の追加及び経路の一部を変更したコミュニティバス路線である。

当路線の沿線地区のうち西側部分は、当市の南西部の生駒山麓に位置する5つの町から構成されている。当市は、大阪近郊の住宅都市として発展した経緯から、市域内の公共交通網はある程度整備されている状況にあるが、当該地区については、最寄りの鉄道駅からも1km以上の距離がありながら、人口が少ないことや道路が狭隘で勾配も急であることなどの地理的条件も相まって、当路線の運行を開始するまでは定期運行による公共交通サービスの提供がなされず、地域住民の自助努力により生活が送られてきた。しかし、昨今の人口高齢化の進展という社会情勢の変化に伴い、住民の自助努力のみでは、これまでどおりの生活を送ることが困難になると予測され、当該地域においては、居住人口、高齢化の進展度合い、地形的条件などから、他の地域よりその傾向がより顕著になると想定されていた。

こういった状況を踏まえ運行を開始した本件補助対象路線は、当該地域と鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を第一の目的とするものの、暗峠等へのハイキングコースや特徴的な飲食店などが立地する当該地域への市内外他地域からの来訪により、地域の活性化がもたらされるという副次的な効果も期待しているところであり、この運行目的の達成を促進するため、これまでも地域からの要望も踏まえ運行系統の追加変更や増便、時刻の見直しを行ってきた。

なお、当該地域については、人口が少ないこともあって、本件補助対象路線の利用者数は、運行開始初年度である当市会計年度の平成23年度では1日あたり約14人、平成24年度では1日あたり約15人、平成25年度では1日あたり約18人、平成26年度、平成27年度では約20人と、継続的な利用があり、徐々に利用が増加しているものの、乗車定員の制約もあり、比較的少ない状況で推移しているが、当該地区における日常の生活交通の確保は重要な課題であり、その役割を果たすコミュニティバスの継続的な運行は必要不可欠と考えている。このことから、市としては、今後も当路線を継続的に運行する考えであるが、財源の確保が重要な課題となっている。前述のとおり、もとより人口の少ない当該地域では、この財源を、利用者の運賃負担や地域の負担という自助努力のみで確保することは困難であり、財源の不足額を市で補てんし続けることも、今後の市の財政状況を考えると厳しい状況にある。そこで、地域公共交通確保維持事業の制度を活用し、国庫補助金を財源の一部とすることで、当路線を継続的に運行することが可能となり、それに伴い当該地域の利便性確保はもとより、地域の活性化にもつながると考えている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

平成 27 年度に引き続き、当該地域と、その最寄りの鉄道駅である近畿日本鉄道生駒線南生駒駅、及び運行計画路線の沿線に存在する医療機関や商業施設とを結ぶコミュニティバスを、道路状況や需要予測を踏まえ小型車両を用いて、年末年始を除く平日（平成 29 年度の補助対象期間においては 245 日。同平成 30 年度は 244 日。同平成 31 年度は 244 日）に、平成 26 年 5 月 31 日までは 1 日あたり 2 系統 3.5 往復、平成 26 年 6 月 1 日以降は 1 日あたり 4 往復を運行し、当該地域（平成 28 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 364 人、同時期における 75 歳以上の高齢者が地域人口に占める割合は約 15.4%で、全市平均の約 10.9%を大きく上回る）の生活交通を確保することを第 1 の目標とする。

運行の開始により、高齢者をはじめとする地域住民の生活交通が確保されることで、地域の生活利便性の向上が図られることはもちろんのこと、継続的な運行により、将来的には観光客等の地域外からの入込を通じて当該地域の活性化がもたらされることにより、全市全体としては人口が増加しているという状況にも鑑み、当該地域においても人口の減少に歯止めがかかることを期待している。（平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1 日及び平成 28 年 4 月 1 日の全市人口及び交通不便地人口の推移（全市））

また、地域とも協力のうね一層の利用の促進を図り、当路線の継続的な運行を実現するための財源の一層の確保につなげるが、①各年度において、交通不便地である 5 つの町で乗降する 1 日あたりの利用者数が、各年度内 4 月 1 日時点での当該 5 つの町の住民基本台帳人口の合計に占める割合と②各年度において、補助対象系統全体での 1 日あたりの利用者数が、当該補助対象系統を利用する沿線町区の各年度内 4 月 1 日時点での住民基本台帳人口の合計に占める割合の 2 つの指標を平成 28 年度に引き続き設定し、利用促進の効果を確認する。（補助対象年度の平成 26 年度と平成 27 年度との対比では、①は 2.36%→2.59、②は 1.80%→1.92%となり、継続的な利用があり利用人員は増加傾向にある。なお、交通不便地域の各年 4 月 1 日時点での人口については、平成 26 年 379 人、平成 27 年 374 人、平成 28 年 364 人と、減少が続いているが、利用は増加している。）

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

（別添 表 1 のとおり）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

（別添 表 2 のとおり）

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

生駒交通株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

日々の利用人員については、担当乗務員が各便、停留所ごとに記録

運賃収入については、運行日ごとに生駒交通株式会社が記録

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

(別添 表5のとおり)

8. 協議会の開催状況と主な議論

●平成28年5月25日開催(本計画の策定等について)

本計画の案を策定したうえで、協議会の協議事項として「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性、2. 維持に係る定量的な目標・効果」を中心に協議会事務局から説明の後、委員各位から意見を聴取し、計画への反映に努める。

【意見の概要】

- (協議会の内容を踏まえて記載)

9. 利用者等の意見の反映状況

本計画は、生駒市地域公共交通活性化協議会で協議のうえ、策定されたものであるが、当協議会には委員として、市内5地区の各自治連合会会長、2名の市民公募委員及び市環境基本計画推進会議 代表(市民)が参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者(市民)の意見が、一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は、市ホームページにて公開している。

10. 協議会メンバーの構成

(別添 別紙のとおり)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県生駒市東新町8番38号

(所 属) 生駒市 総務部 防災安全課

(氏 名) 高瀬 絵三子

(電 話) 0743-74-1111 (内364)

(e-mail) bousaianzen@city.ikoma.lg.jp

別 紙

生駒市地域公共交通活性化協議会委員

区 分		委 員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市	生駒市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 企画統括部営業企画部長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会 専務理事
	一般社団法人奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表	
道路管理者	奈良県郡山土木事務所長	
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	生駒警察署長
市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長	
	生駒市西地区自治連合会長	
	生駒市中地区自治連合会長	
	生駒市東地区自治連合会長	
	生駒市南地区自治連合会長	
	生駒市環境基本計画推進会議 代表	
	公募市民	
学識経験者	学識経験者	
生駒市が必要と認める 者	近畿運輸局奈良運輸支局長	
	奈良県県土マネジメント部地域交通課長	
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (生駒市)	生駒交通株式会社	(1) 暗峠	地域内 ファイダー	2,419.0		乗合バス型	②ー(2)	近畿日本鉄道 生駒線 南生駒 駅で接続 運行ダイヤにつ いては、利用状 況も考慮のう え、鉄道ダイヤ との調整を行 う。	③
合 計						2,419			
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)						2,419		国庫補助 上限額	2,538

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	生駒交通株式会社
------	----------

29年度

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	7,787千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	7,787千円
	営業費用	28,066千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	28,066千円
	営業損益	△20,279千円	営業外損益	千円	経常損益	△20,279千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		72,386.0 km		経常収支率		27.74 %
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	5,954千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	5,954千円
	営業費用	14,891千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	14,891千円
	営業損益	△8,937千円	営業外損益	千円	経常損益	△8,937千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		39,054.9 km		経常収支率		39.98 %
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	5,640千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	5,640千円
	営業費用	17,057千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	17,057千円
	営業損益	△11,417千円	営業外損益	千円	経常損益	△11,417千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		38,277.9 km		経常収支率		33.06 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南近畿	445円. 60銭	381円. 28銭	387円. 72銭	-0.06 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	363円. 41銭	442円58銭	363円. 41銭	107円. 57銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ		ヌ	ル		
南近畿	1	暗峠	南近畿予備少せせりぎ	南近畿生駒南店、南生駒駅、岡山谷家会所、西池、大野町会所、小倉町会所、豊取町	暗峠	244日	976回	往8.9Km (平均) 復8.8Km	往. Km (平均) 復. Km	往. Km (平均) 復. Km	往. Km 復. Km	100%	16494.4 km	
合計	1系統							往8.9Km 復8.8Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km	往. Km 復. Km		16494.4 km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	5,994,230 円	70円. 03銭	1,155,103 円	4,839,127 円	4,839,127 円	4,839千円	2,419.5千円		
合計		5,994,230 円	70円. 03銭	1,155,103 円	4,839,127 円	4,839,127 円	4,839千円	2,419千円	2,538千円	2,419千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1 暗峠		4,839,126 円											
合計		4,839,126 円	2,420,126 円			2,420,126 円	100 %						

(1) 記載要領

- 1 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統) 30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (生駒市)	生駒交通株式会社	(1) 暗峠	地域内 ファイダー	2,299.0		乗合バス型	②ー(2)	近畿日本鉄道 生駒線 南生駒 駅で接続 運行ダイヤにつ いては、利用状 況も考慮のう え、鉄道ダイヤ との調整を行 う。	③
合 計						2,299			
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)						2,299	国庫補助 上限額	2,538	

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

(1) 記載要領

- 1「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

1. 申請事業者の概要

		乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	営業収益	7,787 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	7,787 千円	
	営業費用	28,066 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	28,066 千円	
	営業損益	△ 20,279 千円	営業外損益	千円	経常損益	△ 20,279 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		72,386.0 km			経常収支率		27.74 %
		乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	5,954 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	5,954 千円	
	営業費用	14,891 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	14,891 千円	
	営業損益	△ 8,937 千円	営業外損益	千円	経常損益	△ 8,937 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		39,054.9 km			経常収支率		39.98 %
		乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	5,640 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	5,640 千円	
	営業費用	17,057 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	17,057 千円	
	営業損益	△ 11,417 千円	営業外損益	千円	経常損益	△ 11,417 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		38,277.9 km			経常収支率		33.07 %

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
南近畿	445円. 60銭	381円. 28銭	387円. 72銭	-0.06 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) ² = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	363円. 41銭	442円58銭	363円. 41銭	107円. 57銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			子	リ				
南近畿	1	暗峠	南近畿 ライオン せせらぎ	マックスバリュ生駒南店、南生駒駅、青山台集会所、西池、大門町集会所、ひさき町集会所、鬼取町	暗峠	245 日	980 回	往8.9Km (平均) 復8.8Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	100%	16562.0 . km	
合計	系統							往8.9Km 復8.8Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		16562.0 . km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額.ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額.カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちのいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	6,018,796 円	70円. 03銭	1,159,837 円	4,858,960 円	4,858,960 円	4,598千円	2,299千円		
合計		6,018,796 円	70円. 03銭	1,159,837 円	4,858,960 円	4,858,960 円	4,598千円	2,299千円	2,538千円	2,299 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
1 暗峠		4,858,959 円										
合計		4,858,959 円	2,559,959 円		%	2,599,999 円	100 %		%		%	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統) 31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (生駒市)	生駒交通株式会社	(1) 暗峠	地域内 ファイダー	2,419.0		乗合バス型	②ー(2)	近畿日本鉄道 生駒線 南生駒 駅で接続 、運行ダイヤにつ いては、利用状 況も考慮のう え、鉄道ダイヤ との調整を行 う。	③
合 計						2,419			
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)						2,419		国庫補助 上限額	2,538

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	生駒交通株式会社
------	----------

31年度

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	7,787千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	7,787千円
	営業費用	28,066千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	28,066千円
	営業損益	△20,279千円	営業外損益	千円	経常損益	△20,279千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		72,386.0 km			経常収支率	27.74%
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	5,954千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	5,954千円
	営業費用	14,891千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	14,891千円
	営業損益	△8,937千円	営業外損益	千円	経常損益	△8,937千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		39,054.9 km			経常収支率	39.98%
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	5,640千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	5,640千円
	営業費用	17,057千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	17,057千円
	営業損益	△11,417千円	営業外損益	千円	経常損益	△11,417千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		38,277.9 km			経常収支率	33.07%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南近畿	445円.60銭	381円.28銭	387円.72銭	-0.06%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	363円.41銭	442円58銭	363円.41銭	107円.57銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
南近畿	1	暗峠	南近畿 ライオン せせらぎ	マクスホルン 生駒南 近、南生駒駅、山 崎駅前、西生、大 山駅前、東生駒、小 野寺、東生駒、東 生駒	暗峠	244 日	976 回	往8.9Km (平均) 復8.8Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km	100%	16494.4 . km	
合計	系統							往8.9Km 復8.8Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km . Km 復 . Km . Km		16494.4 . km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	5,994,230 円	70円.03銭	1,155,103 円	4,839,127 円	4,839,127 円	4,839千円	2,419.5千円		
合計		5,994,230 円	70円.03銭	1,155,103 円	4,839,127 円	4,839,127 円	4,839千円	2,419千円	2,538千円	2,419千円

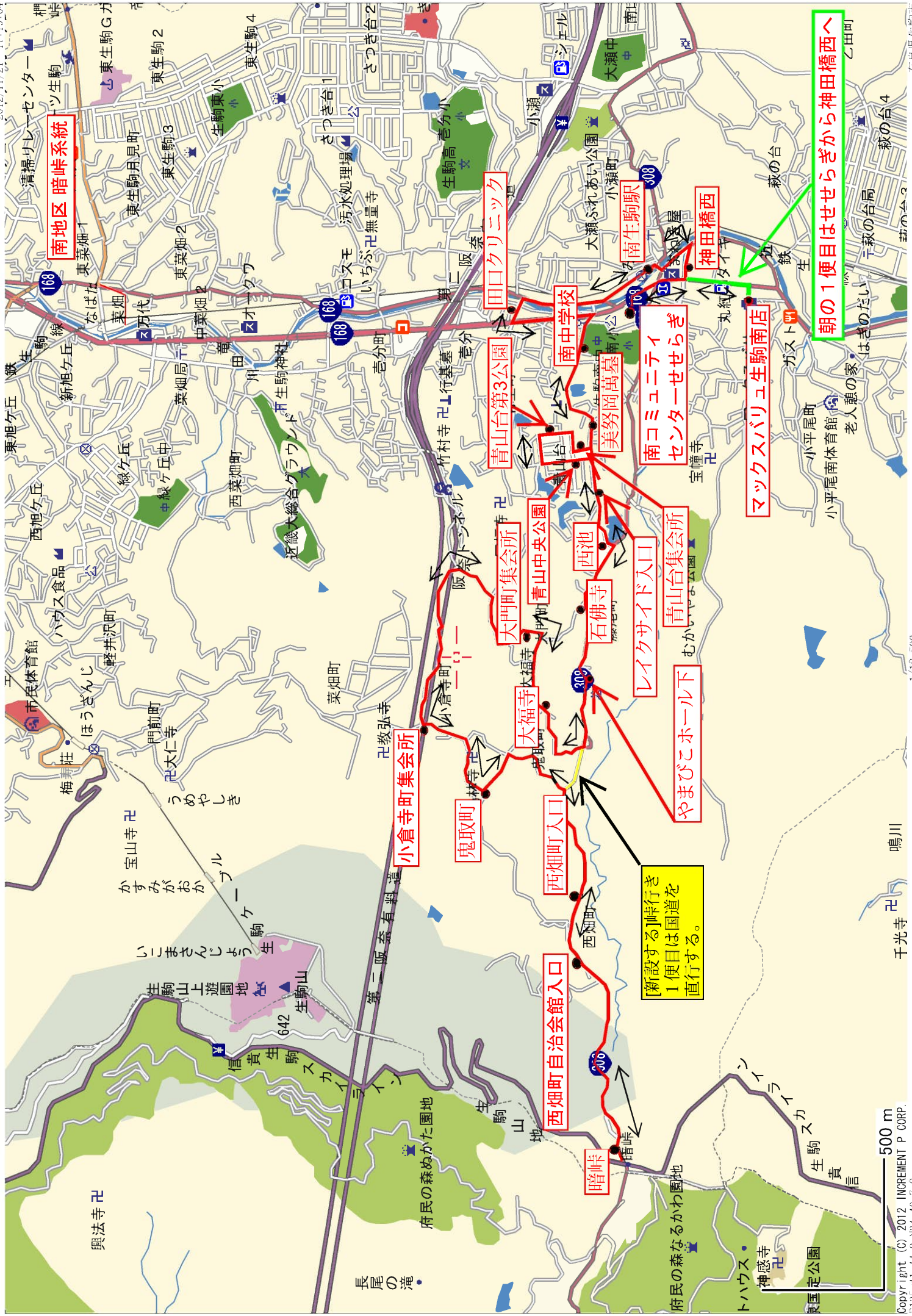
補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	暗峠	4,839,126 円											
合計		4,839,126 円	2,420,126 円		%	2,420,126 円	100 %		%		%		

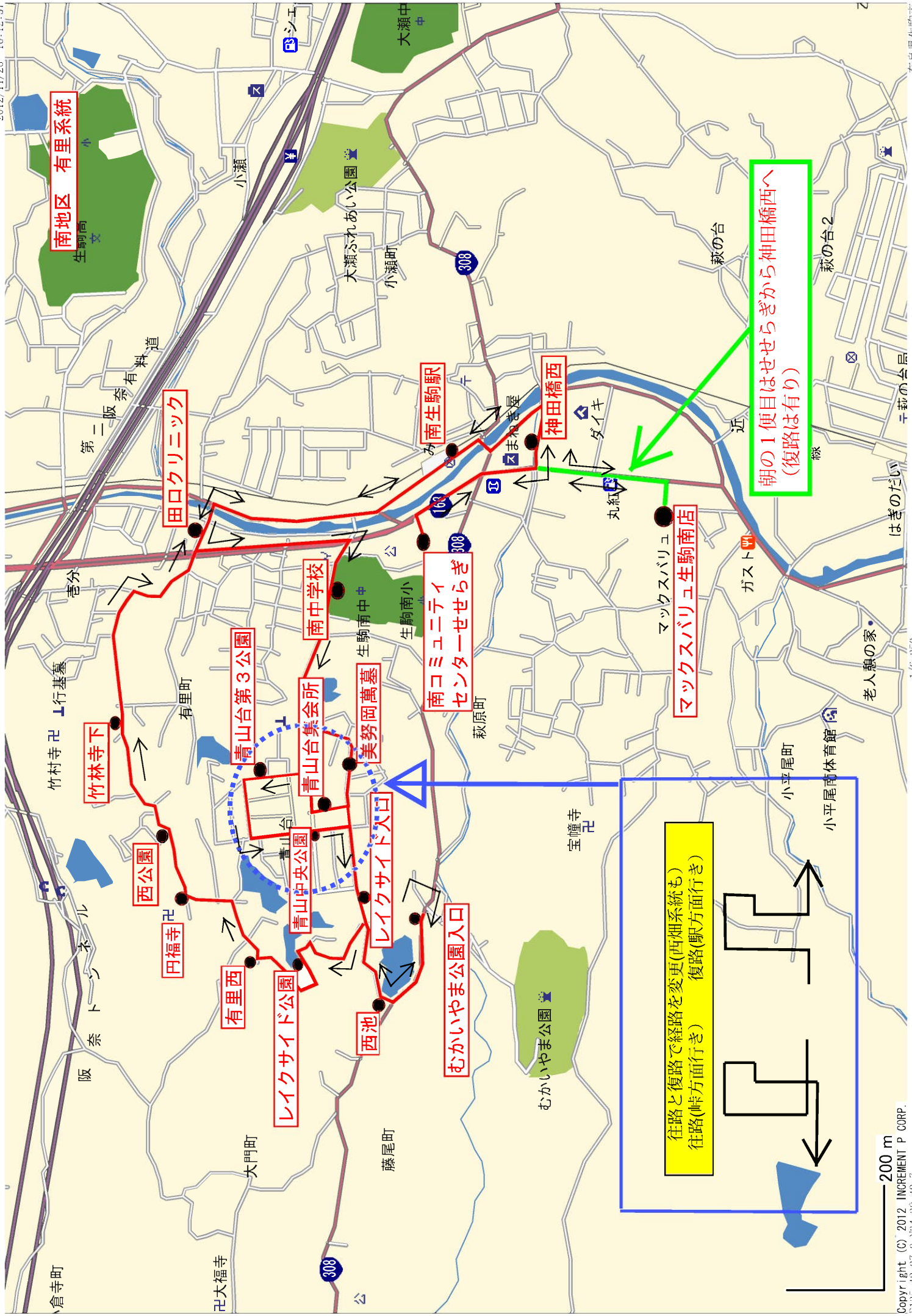
(1) 記載要領

- 1 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)





南地区 有里系統

田口クリニック

南生駒駅

神田橋西

朝の1便目はせせらぎから神田橋西へ
(復路は有り)

南コミュニティ
センターせせらぎ

マックスバリュ
生駒南店

南中学校

青山台第3公園

青山台集会所

美努岡萬墓

竹林寺下

西公園

丸福寺

有里西

レイクサイド公園

西池

むかいやま公園入口

レイクサイド入口

往路と復路で経路を変更(西畑系統も)
往路(峠方面行き) 復路(駅方面行き)

200 m

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	生駒市
------	-----

(単位:人)

	人口	
人口集中地区以外	23,290	(平成22国勢調査人口)
交通不便地域	364	(2016.4.1住民基本台帳人口)

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
364	藤尾町、大門町、小倉寺町、 鬼取町、西畑町	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
364	対象人口×150円×0.7(補正係数)+250万円	2,538,000

(1)記載要領

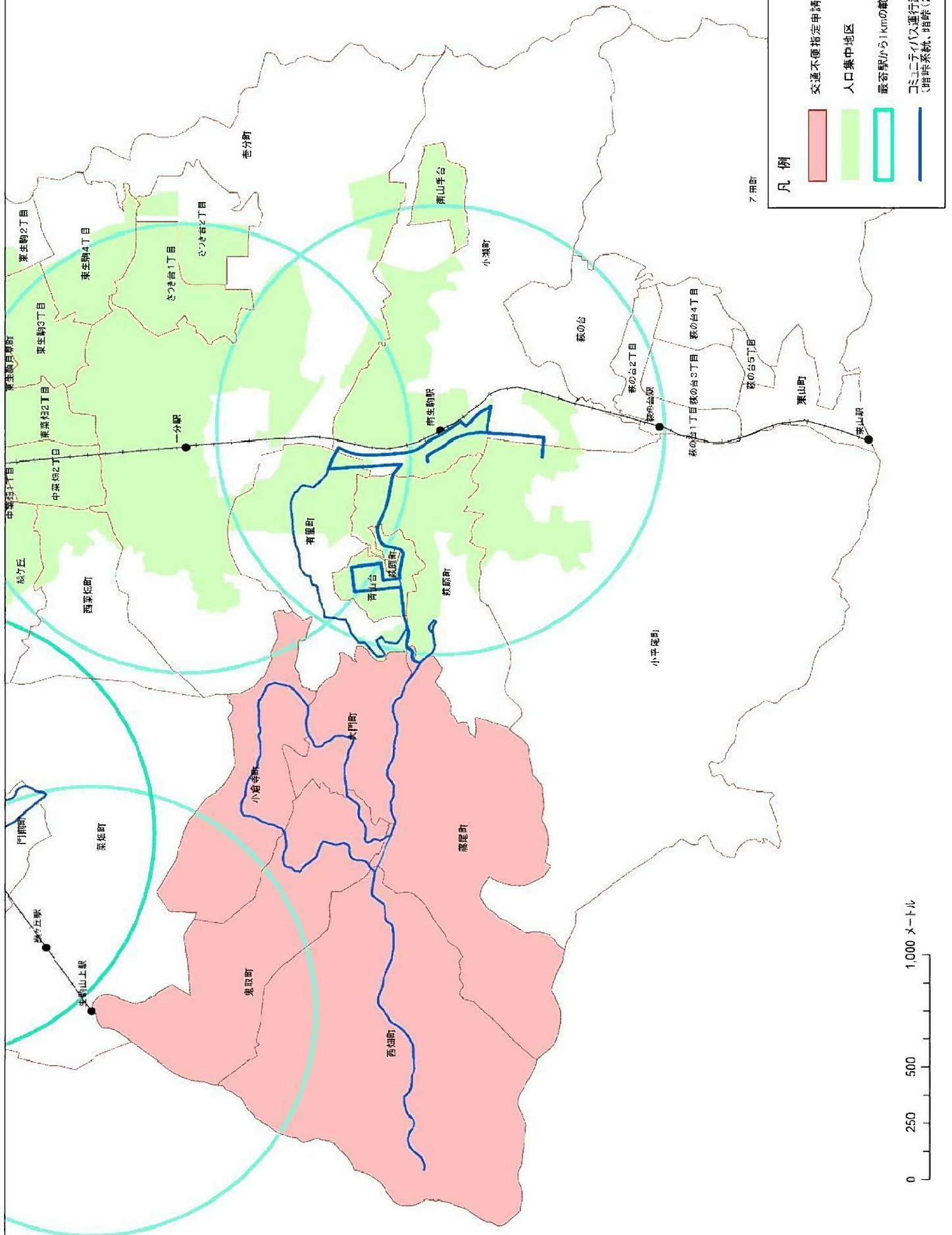
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



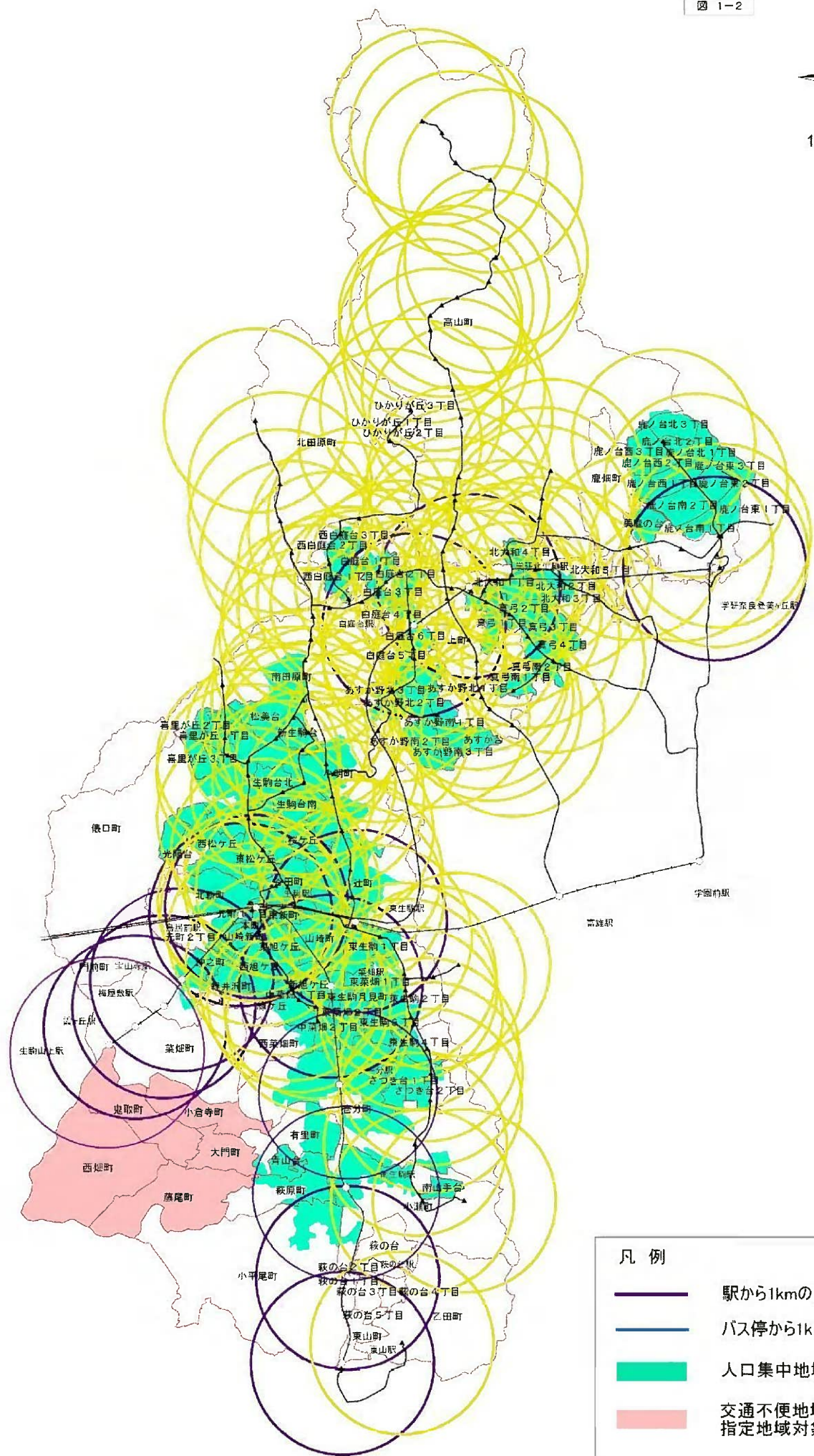
1:15,000



凡例

- 交通不便指定申請町
- 人口集中地区
- 最寄駅から1kmの範囲
- コミュニティバス運行路線
(相模系統、相模(2)系統)





凡 例

- 駅から1kmの区域
- バス停から1kmの区域
- 人口集中地域
- 交通不便地域
指定地域対象町